

経済的に困りで、就学の援助が必要なとき

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

令和6年4月～令和7年3月分

守山市教育委員会

守山市では、市立小・中学校または市内に住所を有し、国立・県立・私立小・中学校に在学する児童・生徒がいる家庭で、経済的な理由でお困りの方に、給食費や学用品費等の就学に必要な費用の一部を援助しています。

援助を希望される方は、下記の内容をご確認のうえ、必要書類を添えて申請してください。

1 対象者

◆ 令和6年度の就学援助の要件①～⑨のいずれかに該当する方

- | | | |
|---|--------------------|-------------------|
| ① 児童扶養手当を受給している | ② 生活保護を受給している | ③ 市民税が非課税である |
| ④ 市民税が減免されている | ⑤ 個人事業税が減免されている | ⑥ 国民年金保険料が免除されている |
| ⑦ 国民健康保険税が減免されている | ⑧ 生活福祉資金の貸付けを受けている | |
| ⑨ 同一生計を営む（同居している）世帯全員の令和5年中の合計所得額が基準以下の方※ | | |

※⑨ 所得の基準額の目安（所得の基準額は、世帯員の構成（人数や年齢）によって変わります。）

世帯構成	3人世帯（父、母、子1人）	4人世帯（父、母、子2人）	5人世帯（父、母、祖母、子2人）
所得額	約210万円程度	約260万円程度	約310万円程度

（参考：給与収入が約442万円程度で、給与所得が約310万円程度となります。）

2 申請手続き

◆ 受付場所 守山市役所 学校教育課

◆ 受付期間 令和6年3月1日（金）から令和6年3月29日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝を除く）

◆ 臨時受付日 令和6年3月9日（土） 午前9時から正午まで

※ 期限後も学校教育課で随時申請を受け付けています。ただし、申請月の翌月からの認定となり、学用品費等の支給額が月割りとなるほか、援助の種類によっては支給対象とならない場合があります。

（4月15日（月）までに申請があった場合は4月分から認定します。）

3 申請に必要なもの

(1) 守山市就学援助費給付申請書※

ご家族全員のマイナンバーを記入が必要です。

(2) 振込口座（通帳）をコピーしたもの：支店名、口座番号、口座名義が分かる面のコピー。
今年度と同じ口座の場合は「現在と同じ」と記入しコピーは省略可能です。

(3) マイナンバーカード：申請者（保護者）本人のマイナンバーカードを提示してください。
マイナンバーカードを作成していない場合は、次の①と②を提示することで代用できます。

① マイナンバーの通知カード

② 運転免許証、パスポート、在留カードなど、公的機関で発行された写真付きの本人確認書類
※上記②の写真付き確認書類の代用として、次のいずれか2つの提示でも構いません。

◇健康保険証、◇児童扶養手当証書、◇公共料金の領収書（6か月以内のもの）など

(4) 証明書類：就学援助の要件④⑤⑥⑦⑧を理由に申請する方は、それぞれの証明する書類の提出が必要です。

(5) 同意書※（令和6年1月2日以降に守山市に転入された方）

地方税関係情報の取得に関する「同意書」（18歳未満を除く世帯全員の自署による同意）の提出が必要です。

※（1）、（5）の用紙は学校教育課窓口にあります。市のHPからもダウンロードが可能です。

4 給付方法

- ◆ 認定または却下の審査結果を、6月下旬以降に申請者あてに送付します。
- ◆ 認定された方は、年3回、各学期末（7月、12月、3月）に就学援助費を給付します。
- ◆ 給食費や学用品等に未納が生じた場合は、学校長委任（学校長の口座への振込み）に変更することがあります。
- ◆ 守山市立小中学校以外に就学している方は、修学旅行費、校外活動費（宿泊有）、体育実技用具費、卒業アルバム代費の給付について、領収書や精算報告書のご提出を依頼することがあります。

5 援助の内容

（給付額等は変更になる場合があります。）

援助の種類	対象者	支給時期 (予定)	給付額（年額）	
			小学校	中学校
学用品費	全員	1学期分：7月 2学期分：12月 3学期分：3月	11,630円	22,730円
通学用品費	小学校：2～6年生 中学校：2、3年生	1学期分：7月 2学期分：12月 3学期分：3月	2,270円	2,270円
学校給食費	全員	1学期分：7月 2学期分：12月 3学期分：3月	上限額 47,300円	上限額 53,900円
新入学学用品費	小学校：1年生 中学校：1年生 (4月認定者のみ)	7月 ※1	57,060円	63,000円
修学旅行費	小学校：6年生 中学校：3年生	学校から実績報告があった時の次の支給時期	上限額 22,690円	上限額 60,910円
校外活動費 宿泊を伴うもの	校外活動参加者	学校から実績報告があった時の次の支給時期	上限額 3,690円	上限額 6,210円
校外活動費 宿泊を伴わないもの	全員	1学期分：7月 2学期分：12月 3学期分：3月	1,600円	2,310円
学校病医療費	医療券発行者	教育委員会から医療機関へ支払います。※2	実費	実費
体育実技用具費	中学校：1年生 (柔道着・剣道竹刀のみ)	学校から実績報告があった時の次の支給時期		上限額 7,650円
卒業アルバム代等	小学校：6年生 中学校：3年生	3月	上限額 11,000円	上限額 8,800円
通学費 ※3	小学校： 片道4km以上の者 中学校： 片道6km以上の者	3月	上限額 40,020円	上限額 80,880円

※1 新入学学用品費：令和6年2月に入学準備金の入学年度前支給を受けた場合は、対象外となります。

※2 学校病医療費：学校病（う歯、結膜炎、中耳炎等）の治療に要した費用を援助します。学校で実施される健康診断にて“医療勧告”を受けた後、教育委員会に申請し医療券の交付を受けてください。治療の際、医療機関へ「医療券」を提出すると、有効期限内において治療費が無料になります。※医療券の交付は秋頃となりますので領収書の保管をお願いします。

※3 通学費：通学期間、経路や通学方法の確認、定期券等の写しの提出などがございます。該当する方はお問い合わせください。

6 お問い合わせ先

守山市教育委員会事務局 学校教育課 TEL：582-1141（直通）